

お問い合わせ

お問い合わせは、各地区の農地集積推進員又は、農地の所在する市町村担当窓口まで。



県西地区農地集積推進員
電話 0296-48-8225
筑西合同庁舎5F
県西農林事務所駐在

県南地区農地集積推進員
電話 029-823-5633
土浦合同庁舎3F
県南農林事務所駐在

県北地区農地集積推進員
電話 0294-33-8772
常陸太田合同庁舎3F
県北農林事務所駐在

県央地区農地集積推進員
電話 029-231-6560
水戸合同庁舎3F
県央農林事務所駐在

鹿行地区農地集積推進員
電話 0291-32-6272
鉾田合同庁舎2F
鹿行農林事務所駐在

申出書受付先(農地の所在する市町村へ提出して下さい。)

令和2年6月1日現在

地域	市町村	担当課	電話
県北	日立市	農林水産課	0294-22-3111
	常陸太田市	農政課	0294-72-3111
	高萩市	農林課	0293-23-7035
	北茨城市	農林水産課	0293-43-1111
	常陸大宮市	農林振興課	0295-55-8072
	(一財)常陸大宮市農業公社		0295-52-1111
県央	水戸市	農政課	029-232-9181
	(一財)水戸市農業公社		029-251-5532
	笠間市	農政課	0296-77-1101
	(一財)笠間市農業公社	総務課	0296-73-6439
	ひたちなか市	農政課	029-273-0111
	那珂市	農政課	029-298-1111
	小美玉市	農政課	0299-48-1111
	茨城町	農業政策課	029-292-1111
	(一社)茨城町農業公社		029-215-8002
	大洗町	農林水産課	029-267-5173
城里町	農業政策課	029-288-3111	
東海村	農業委員会事務局	029-282-1711	
鹿行	鹿嶋市	農林水産課	0299-82-2911
	(一財)鹿嶋市農業公社		0299-83-5611
	潮来市	農政課	0299-63-1111
	神栖市	農林課	0299-90-1008
	行方市	農林水産課	0291-35-2111
鉾田市	農業振興課	0291-36-7651	

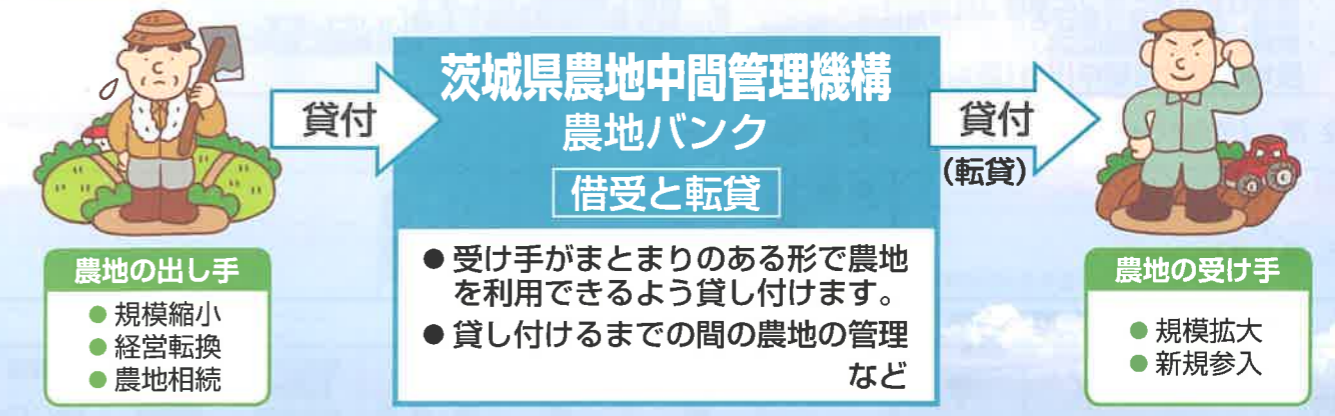
地域	市町村	担当課	電話
県南	土浦市	農林水産課	029-826-1111
	(一財)土浦市農業公社		029-862-5143
	石岡市	農政課	0299-43-1111
	龍ヶ崎市	農業政策課	0297-64-1111
	(公財)龍ヶ崎市まちづくり・文化財団		0297-62-2227
	取手市	農政課	0297-74-2141
	牛久市	農業政策課	029-873-2111
	つくば市	農業政策課	029-883-1111
	守谷市	経済課	0297-45-1111
	稲敷市	農政課	029-892-2000
県西	かすみがうら市	農林水産課	029-897-1111
	つくばみらい市	産業経済課	0297-58-2111
	美浦村	経済課	029-885-0340
	阿見町	農業委員会事務局	029-888-1111
	河内町	農業委員会事務局	0297-84-6976
	利根町	経済課	0297-68-2211
	古河市	農政課	0280-76-1511
	結城市	農政課	0296-34-0419
	下妻市	農政課	0296-44-0729
	常総市	農政課	0297-23-9037
県西	筑西市	農政課	0296-20-1161
	坂東市	農業政策課	0297-21-2194
	桜川市	農林課	0296-55-1111
	八千代町	産業振興課	0296-48-1111
	五霞町	産業課	0280-84-2582
	境町	農業政策課	0280-81-1310

◆ J A 相談窓口

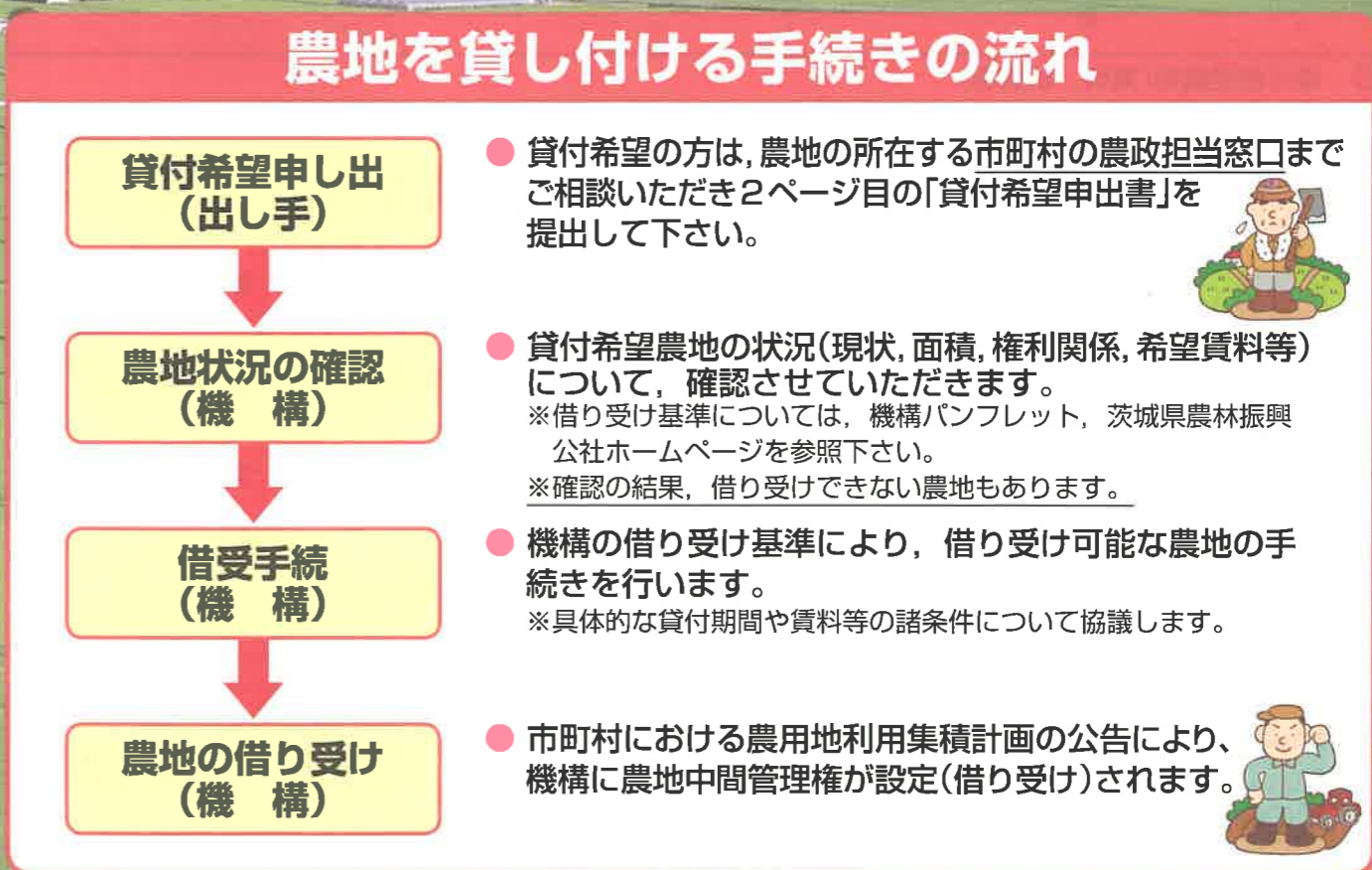
農協名	支店名	電話
J A 常陸	太田宮農経済センター	0294-70-3488
	高萩宮農経済センター	0293-23-6748
	大宮宮農経済センター	0295-52-4510
	ひたちなか宮農経済センター	029-229-1126
	笠間宮農経済センター	0296-74-4700
J A 水戸	本店宮農販売部農課	029-254-9353
J A 茨城旭村	宮農企画課	0291-37-1661
J A ほこた	宮農情報センター	0291-33-5341
J A なめがたしおさい	宮農経済本部(米穀流通課)	0299-72-1879
	なめがた地域センター	0299-72-1880
	しおさい地域センター	0299-93-5527
J A 稲敷	中部支店宮農支援課	029-892-6645
	東部支店宮農支援課	0299-78-2141
	西部支店宮農支援課	0297-87-7101

農協名	支店名	電話
J A 水郷つくば	本店宮農部	029-823-7001
	竜ヶ崎地区本部	0297-62-2211
J A つくば市	美浦地区本部	029-885-0125
	本店宮農経済部宮農企画課	029-857-3114
	南部宮農経済センター	029-857-3115
	北部宮農経済センター	029-867-0345
J A つくば市谷田部	西部宮農経済センター	029-847-3122
	宮農センター	029-836-0322
J A やさと	宮農流通センター	0299-44-1661
J A 新ひたち野	本店宮農経済部	0299-56-5802
J A 北つくば	本店	0296-25-6602
J A 茨城むつみ	本店	0280-23-2182
J A 岩井	資産管理課	0297-35-8335

貸付希望農地を募集しています!



茨城県農地中間管理機構では、皆さまの農地を機構が随時お借りし、借受を希望する受け手農家に転貸します。貸借の手続きの流れや借り受け基準、借受を希望する受け手農家の情報については、別途機構ホームページで確認できます。



茨城県農地中間管理機構

公益社団法人 茨城県農林振興公社(農地バンク)

〒311-4203 水戸市上国井町3118番地1
電話 029-350-8687
<https://www.ibanourin.or.jp/kanri/>



農地中間管理事業による農用地等の貸付希望申出書

令和〇〇年△△月〇〇日

・本調書提出後、農地の状況を精査の上、茨城県農林振興公社（茨城県農地中間管理機構）の定める基準により、借受けが可能な判断を行います。
・借受けが可能となった場合（貸借が成立した場合）は、改めて御連絡いたします。
・なお、機構が借り受けるまでの農用地等の管理は、引き続き貸付希望者側でお願いいたします。
・取得した個人情報については、本事業の実施に関連して必要最低限度内において関係機関に提供することがあります。

1 農地の貸付希望申出者(農地の所有者等)

住所	(〒321-0123) 〇〇市〇〇町 4321番地		
フリガナ	ノウリン イチロウ	年齢	電話番号
氏名	農林 一郎 <small>(署名又は記名押印)</small>	〇〇 歳	〇〇〇-△△△-〇〇〇〇 携帯電話: 〇〇〇-△△△△-〇〇〇〇

2 貸付希望農地(所在地, 内容)

農地番号	市町村	大字	字	地番	登記面積	現況面積	地目 田・畑等	過去3年以内の耕作状況	現作物	収穫量 kg/10a
					m ²	m ²			作物名	
1	〇〇〇	〇〇町	〇〇	123	2,300	2,300	田	有・無・保全	水稻	500
2	〇〇〇	〇〇町	〇〇	567	3,851	3,851	田	有・無・保全	水稻	500
3	〇〇〇	〇〇町	〇〇	223-1	1,208	1,208	畑	有・無・保全	はくさい	6,500
計					7,359	7,359				

3 貸付希望農地(賃料, 状況等)

上記2農地番号	貸し出しの希望(円/1筆)		農地のその他の状況						貸借年数 ※(注5) ※(注6)
	希望賃料 ※(注1) ※(注2) ※(注3)	賃借料情報 ※市町村記載 (A)	土地改良区名, 内・外 ※(注4)	相続手続 状況確認	抵当権の 有 無 ※差押は不可	地役権の 有 無	農地等に 接続して いる道路幅	基盤整備 実施状況	
1	25,000 /1筆	24,000 /1筆	〇〇〇〇 土地改良区・区域外	済・未済	有・無	有・無	〇〇 m	済・未・計画	10年・15年 ・他()年
2	玄米 240kg /1筆	24,000 /1筆	〇〇〇〇 土地改良区・区域外	済・未済	有・無	有・無	〇〇 m	済・未・計画	10年・15年 ・他()年
3	9,000 /1筆	9,000 /1筆	土地改良区・区域外	済・未済	有・無	有・無	〇〇 m	済・未・計画	10年・15年 ・他()年

(注1) 物納希望の場合は(玄米kg/1筆)などと記載してください。
(注2) 使用貸借(賃料0円)で構わない場合には0円と記載してください。
(注3) 市町村で提示する賃借料情報のおおりで構わない場合には、「A」と記載してください。
(注4) 土地改良区の賦課金の滞納がある場合や差押されている場合、借り受けすることができません。
(注5) 貸借年数は10年以上です。
※相続未済時は法定持分の2分の1を超える法定相続人の同意が必要です。(その場合20年が上限、全員の同意で20年以上の借受けが可能。)
(注6) 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

4 貸付先として希望する受け手について

※農地の貸付については、機構では効果的な面的集積を確保する必要があることから、貸付の相手方を指定することはできませんが、現在受け手として応募している者の中で、希望する受け手がいる場合は御記入願います。

(希望する受け手の氏名)

茨城 太郎

5 その他特記事項(賦課金負担者・除草等地域の協同出役等)

6 注意事項

- 農地中間管理機構が農地の借受けをするために確認が必要なため、農地台帳及び土地改良区の賦課金の納付状況について、当該農地を管轄する市町村及び土地改良区に対しまして、機構で確認を取らせていただきますことに同意いただける場合は、この申出書を提出してください。
- 事業区域は、市街化区域以外の区域です。ただし、農地中間管理事業関連農地整備事業は、農振農用地区域とします。
- 申し出る農地の筆数が様式を超える場合は、別葉にして御提出ください。
- 畑は貸借範囲(境界標等)確認書の提出を求めますので、事前に境界標等を御確認願います。

7 アンケート

この度、貸付希望申出書を提出するにあたり、農地中間管理事業を何で知りましたか。
①新聞 ②ラジオ ③チラシ ④説明会 ⑤市町村・農業委員会 ⑥担い手 ⑦その他()

農地中間管理事業による農用地等の貸付希望申出書

令和 年 月 日

・本調書提出後、農地の状況を精査の上、茨城県農林振興公社（茨城県農地中間管理機構）の定める基準により、借受けが可能な判断を行います。
・借受けが可能となった場合（貸借が成立した場合）は、改めて御連絡いたします。
・なお、機構が借り受けるまでの農用地等の管理は、引き続き貸付希望者側でお願いいたします。
・取得した個人情報については、本事業の実施に関連して必要最低限度内において関係機関に提供することがあります。

1 農地の貸付希望申出者(農地の所有者等)

住所	(〒 -)		
フリガナ		年齢	電話番号
氏名			- - - - - 携帯電話: - - - - -

2 貸付希望農地(所在地, 内容)

農地番号	市町村	大字	字	地番	登記面積	現況面積	地目 田・畑等	過去3年以内の耕作状況	現作物	収穫量 kg/10a
					m ²	m ²			作物名	
1								有・無・保全		
2								有・無・保全		
3								有・無・保全		
計										

3 貸付希望農地(賃料, 状況等)

上記2農地番号	貸し出しの希望(円/1筆)		農地のその他の状況						貸借年数 ※(注5) ※(注6)
	希望賃料 ※(注1) ※(注2) ※(注3)	賃借料情報 ※市町村記載 (A)	土地改良区名, 内・外 ※(注4)	相続手続 状況確認	抵当権の 有 無 ※差押は不可	地役権の 有 無	農地等に 接続して いる道路幅	基盤整備 実施状況	
1	/1筆	/1筆	土地改良区・区域外	済・未済	有・無	有・無	m	済・未・計画	10年・15年 ・他()年
2	/1筆	/1筆	土地改良区・区域外	済・未済	有・無	有・無	m	済・未・計画	10年・15年 ・他()年
3	/1筆	/1筆	土地改良区・区域外	済・未済	有・無	有・無	m	済・未・計画	10年・15年 ・他()年

(注1) 物納希望の場合は(玄米kg/1筆)などと記載してください。
(注2) 使用貸借(賃料0円)で構わない場合には0円と記載してください。
(注3) 市町村で提示する賃借料情報のおおりで構わない場合には、「A」と記載してください。
(注4) 土地改良区の賦課金の滞納がある場合や差押されている場合、借り受けすることができません。
(注5) 貸借年数は10年以上です。
※相続未済時は法定持分の2分の1を超える法定相続人の同意が必要です。(その場合20年が上限、全員の同意で20年以上の借受けが可能。)
(注6) 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

4 貸付先として希望する受け手について

※農地の貸付については、機構では効果的な面的集積を確保する必要があることから、貸付の相手方を指定することはできませんが、現在受け手として応募している者の中で、希望する受け手がいる場合は御記入願います。

(希望する受け手の氏名)

5 その他特記事項(賦課金負担者・除草等地域の協同出役等)

6 注意事項

- 農地中間管理機構が農地の借受けをするために確認が必要なため、農地台帳及び土地改良区の賦課金の納付状況について、当該農地を管轄する市町村及び土地改良区に対しまして、機構で確認を取らせていただきますことに同意いただける場合は、この申出書を提出してください。
- 事業区域は、市街化区域以外の区域です。ただし、農地中間管理事業関連農地整備事業は、農振農用地区域とします。
- 申し出る農地の筆数が様式を超える場合は、別葉にして御提出ください。
- 畑は貸借範囲(境界標等)確認書の提出を求めますので、事前に境界標等を御確認願います。

7 アンケート

この度、貸付希望申出書を提出するにあたり、農地中間管理事業を何で知りましたか。
①新聞 ②ラジオ ③チラシ ④説明会 ⑤市町村・農業委員会 ⑥担い手 ⑦その他()